

議案第96号 調停案の受諾について

1 事件名 徳島簡易裁判所令和3年（ノ）第53号農業用水調整調停事件

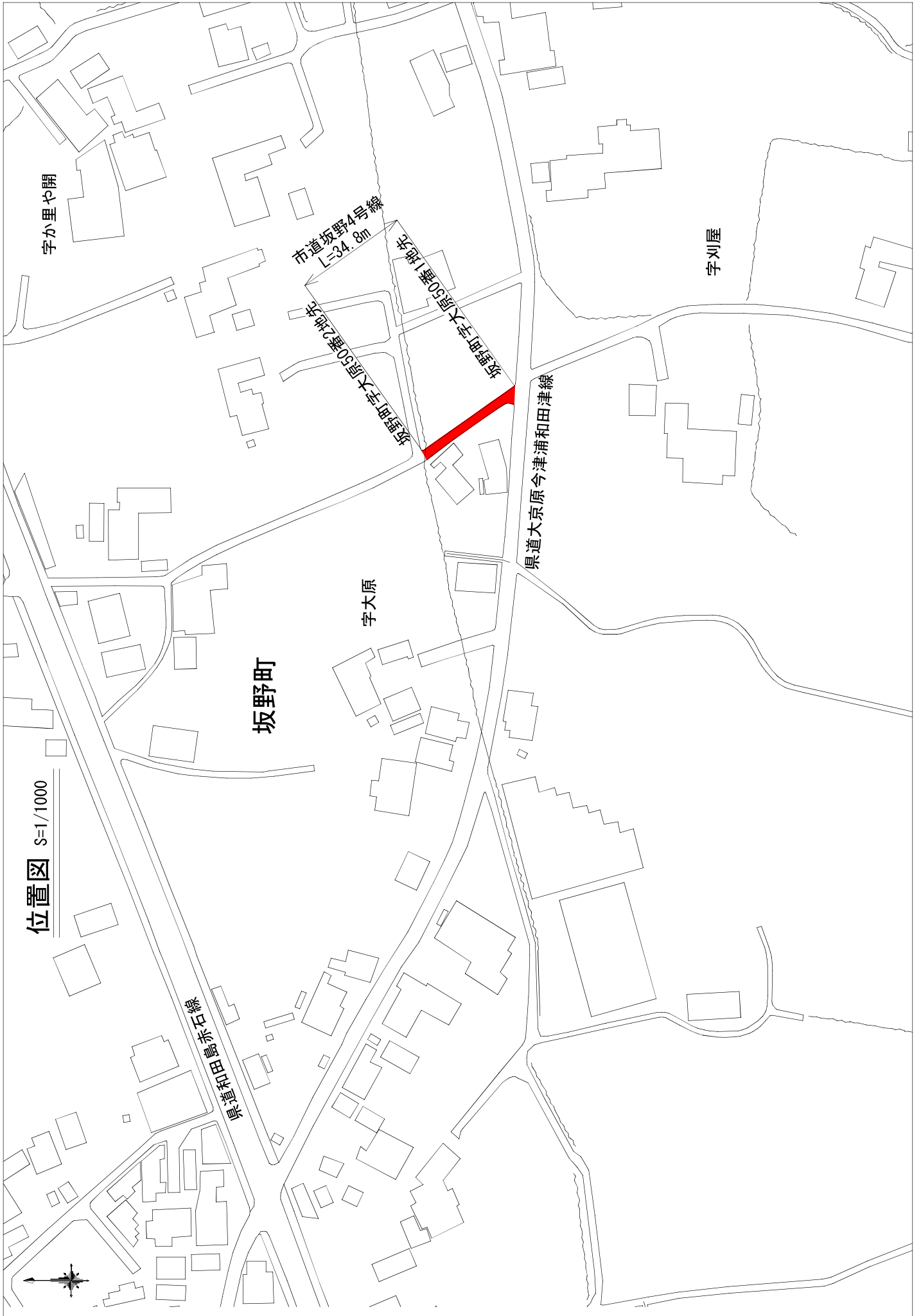
2 当事者 申立人 A

相手方 小松島市

B

3 調停条項案

- (1) 申立人、相手方小松島市及び同Bは、徳島県小松島市坂野町字大原50番1地先から同町字大原50番2地先までに設置されているアスカーブ（別紙位置図赤線部分）の一部を、相手方小松島市が撤去することに合意する。
- (2) 前項に定めるアスカーブの撤去費用は、相手方小松島市が負担するものとし、同アスカーブの撤去範囲及び撤去時期については、申立人、相手方小松島市及び同Bが別途協議の上定める。
- (3) 調停費用は各自の負担とする。



事件の概要（参考）

1 令和2年1月8日付けで申立人より、市道坂野4号線の大雨時における冠水対策として、市道の路面排水先である農業用水路の水位調整及び市道の構造改善の要望書が県河川整備課宛てに提出されたことを受け、同年3月2日、本市担当者及び県農山漁村振興課担当者が申立人宅を訪問し、現地及び要望内容の確認を実施した。

要望の内容は、同市道に設置されたアスカーブ（アスファルトで造る縁石）や農業用水路の水位が高いことに起因して、大雨時には路面排水が滞り、市道等が冠水する状況であるため、アスカーブの撤去及び用水路の水位調整を実施して欲しいとの趣旨であった。

本市は、要望を受け、相手方Bの了承を得ることを前提に、アスカーブを撤去する方針を申立人に伝えた。

2 同年3月3日、相手方Bと協議を行い、アスカーブ撤去について了承を得るとともに、撤去時期については農繁期を避けた同年秋以降とすることで調整を行った。

3 令和3年1月13日、アスカーブの撤去作業の着手について、相手方Bへ案内を行ったところ、撤去にあたって新たな条件提示を受けるなど、調整が難航し、再度撤去に向けた協力依頼を行ったが、相手方Bの了承を得るには至らなかった。

4 同年7月9日、申立人から、徳島簡易裁判所に調停の申立てが行われた。

5 同年8月27日、徳島簡易裁判所にて、申立人、本市及び相手方Bの三者の出席の下で調停が実施され、アスカーブの一部撤去を軸に調停条項案を作成することについて合意がなされた。

6 同年9月30日付けで徳島簡易裁判所より、申立人、本市及び相手方Bの三者に対し、調停条項案が提示された。